



いといがわ市 農業委員会だより

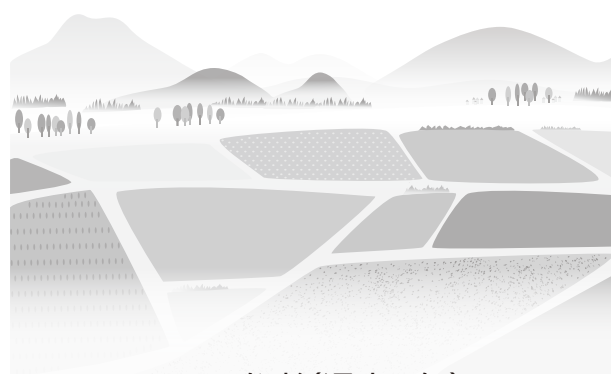
Vol.8

2018.3.29

糸魚川市内の昨年の水田の賃借料情報

昨年1月～12月に契約された水田の賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

なお、この表は参考としてお知らせするもので、賃借料の範囲をお示しするものではありません。農地の条件等は個々に異なりますので、賃借料は借り手・貸し手の皆さんの話合いで決めてください。



(水田 10a当たり) 参考(過去2年)

平成29年賃借料情報

地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)	H28平均額 (円)	H27平均額 (円)
浦本地区	—	—	—	—	—	—
下早川地区	12,600	20,600	4,000	250	13,100	10,900
上早川地区	8,600	14,000	4,000	246	8,100	8,900
大和川地区	11,100	15,000	4,000	86	11,900	7,600
西海地区	8,500	12,600	3,500	258	6,900	9,000
糸魚川地区	13,000	19,500	6,900	54	12,000	9,300
大野地区	8,900	13,700	4,600	93	9,100	9,800
根知地区	9,400	13,700	4,000	78	9,500	8,400
小滝地区	—	—	—	—	—	—
今井地区	11,400	17,800	3,500	73	13,200	11,800
磯部地区	7,700	13,000	4,000	99	8,300	10,600
能生地区	—	—	—	—	—	—
能生谷地区	12,800	20,600	4,500	324	12,300	11,300
木浦地区	11,300	13,700	5,000	21	9,400	12,000
青海地区(全域)	—	—	—	—	4,000	—

〈補足〉

- ・データ数は集計に用いた契約筆数です。申請件数の少ない地域は表示していません。
- ・著しく高額または低額な契約、無償の賃借契約はデータから除外しています。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しました

この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が「遊休農地の発生防止、解消」「担い手への農地の集積、集約」「新規参入の促進」などの活動を行う際の、その推進方法や目標を策定したものです。

指針の概要は下記のとおりです。委員改選を行う3年ごとに、指針の検証及び見直しを行ないます。

1 遊休農地の発生防止・解消について

具体的な推進方法

- ・農地の利用状況、利用意向調査の実施
- ・農地中間管理機構との連携（農家の意向を踏まえた手続き）
- ・非農地判断の実施（守るべき農地の明確化）

目 標

	管内の 農地面積 (A)	遊休農地 面積 (B)	遊休農地の 割合 (B/A)
現 状 (平成29年7月)	2,530ha	3.6ha	0.14%
3年後の目標 (平成32年7月)	2,430ha	3.4ha	0.14%
目 標 (平成35年7月)	2,390ha	3.3ha	0.14%

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

具体的な推進方法

- ・「人・農地プラン」の作成・見直しへの関与
- ・農地中間管理事業の活用
- ・農地の利用調整と利用権設定

目 標

	管内の 農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年7月)	2,530ha	772.6ha	30.5%
3年後の目標 (平成32年7月)	2,430ha	862.6ha	35.5%
目 標 (平成35年7月)	2,390ha	1,912.0ha	80.0%

3 新規参入の促進について

具体的な推進方法

- ・新規参入者の把握
- ・委員による受入条件の整備、後見
- ・地域の農業の担い手になり得る企業の参入促進

目 標

	新規参入経営 体数 (面積)
現 状 (平成29年7月)	0人 (0ha)
3年後の目標 (平成32年7月)	1人 (0.5ha)
目 標 (平成35年7月)	3人 (1.5ha)



「糸魚川市農業振興に関する意見書」を市長に提言しました

糸魚川市の農業を取り巻く環境の改善、施策拡充を図るため、3月13日、米田徹市長に意見書を提出しました。

意見書は、平成30年度以降の米政策への対応や担い手不足、有害鳥獣対策など慢性的な課題のほか、近年の豪雨等による農地災害復旧施策の充実などを求めた内容としています。



左から米田徹市長、齋藤清美会長、松澤一久会長職務代理者

耕作地を増やしたい

耕作地を交換したい

農地を貸したい

農業を始めたい

このようなときは、
担当の農業委員、
農地利用最適化推進委員へ
ご相談ください



農地集約化

皆さんの地域の農業委員、農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

地 区	農 業 委 員	推 進 委 員	担 当 区 域
下 早 川	藤田 一義	伊藤 力	東海、田屋、道明、堀切、西谷内、上覚、四ツ屋、東川原、新町
	片山 敏隆	渡邊 逸郎	清水山、日光寺、滝川原、上出、下出、谷根、五十原、西塚、東塚、見滝
上 早 川	大島 博	原 安義	越、宮平、中野、中林、土塩、坪野、猿倉、吹原
	原 直治	恩田 實	大平、土倉、中川原新田、砂場、北山、角間
浦本・大和川	園田 岳彦	岩崎 源一	間脇、中浜、中宿、梶屋敷、田伏、大和川、竹ヶ花、厚田
西 海	松澤 一久	松木 秀夫	水保、羽生、平牛、成沢、真光寺
		猪又 則雄	御前山、市野々、来海沢、栗倉、真木、釜沢、道平、川島、田中
糸 魚 川	加藤 久雄	伊井 一夫	押上、南押上、寺町、東寺町、南寺町、京ヶ峰、蓮台寺、一の宮、清崎、中央、大町、本町、新鉄、横町、寺島、南寺島、上刈
大野・今井	荻野 輝道	山岸 寛幸	大野
	鷺澤 茂雄		岩木、頭山、西中、中谷内、大谷内、西川原、山本
根知・小滝	伊藤 眞一	加藤 政人	根小屋、東中、上野、栗山、和泉、大工屋敷、上野山、蒲池、西山、余所、杉之当、上横、山口、別所、大久保、梶山、山寺、大神堂、上沢
		中村 成義	小滝、山之坊、大所
磯 部	福田 幸生	小島 隆	筒石、徳合、仙納、大洞、藤崎、百川、空熊新田
能生・能生谷	井上 二郎	山本 民男	能生、小泊、栄、桜木、指塩、柱道、大道寺、鷺尾、大王
	土沢 一男	小池 憲夫	大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢
	伊藤 昭一	日馬 吉雄	藤後、楨、溝尾、中野口
	齋藤 清美	山崎 順一	物出、柵口、西飛山、田麦平、崩、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉
木 浦	川合 次夫	小竹 堅吾	木浦、鬼舞、鬼伏
青 海	川内 敏夫	白澤 実	須沢、今村新田、田海、寺地、青海、橋立
	上原スミ子		歌、外波、市振、上路
中立的な 立場の委員	樋口佐登子	—	農業分野以外の者（農業委員会法第8条第6項に基づき農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者として市長が任命した者）

下限面積（農地を買ったり借りたりできる条件）について

●地域別の下限面積

区 域	下限面積
浦本地区	10a(1反)
下早川地区	20a(2反)
上早川地区	20a(2反)
大和川地区	10a(1反)
西海地区	10a(1反)
糸魚川地区	10a(1反)
大野地区	20a(2反)
根知地区	10a(1反)
小滝地区	10a(1反)
今井地区	20a(2反)

糸魚川地域

区 域	下限面積
磯部地区	20a(2反)
能生地区	10a(1反)
能生谷地区	20a(2反)
木浦地区	10a(1反)
青海地区 (大字田海、寺地など)	10a(1反)
須沢・今村新田地区	10a(1反)
歌・外波地区	10a(1反)
市振地区	10a(1反)
上路地区	20a(2反)

能生地域

青海地域

耕作目的で農地を売買・貸借する場合、取得後の耕作面積の合計が規定の面積(下限面積)以上になることが許可条件の一つとなっています。

下限面積は、農地法により50a(北海道は2ha)以上と定められていますが、地域の農家規模や遊休農地の状況などから、農業委員会の判断で下限面積を設定できることとなっており、当市では、旧町村を単位に、左の表のとおり定めています。

下限面積に関してわからないことは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

●農地転用を行う場合は許可が必要です！

農地に住宅や車庫を建てたり、農地を整地して駐車場にしたい場合などは、農地転用の許可を受ける手続きが必要です。

－ 無断転用には厳しい罰則があります －

許可を受けずに農地転用を行なった場合は、農地法違反となり、工事の中止、原状回復などが命じられる場合もあります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



●田を嵩上げしたり、畑や果樹園に変更する場合も届出が必要です

農地に土砂を搬入して嵩上げ(農地の高さを変更)したい場合や、田を畑にしたり果樹を植えたい場合も手続きが必要です。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業新聞

●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円

申込/農業委員会事務局へ

農業で働く方のライフステージに
寄り添う年金制度です。

農業者年金に加入しませんか？

保険料の見直し・脱退や再加入可能！

加入対象 60歳未満の国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業に従事している方



関心のある方は農業委員会事務局へ

糸魚川市農業委員会事務局

糸魚川市一の宮1-2-5(市庁舎内) TEL025-552-1511 FAX025-552-7372